FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【FIP移行認定申請】

第１４版　２０２６年9月１７日

1-1.ログイン/ログアウト

申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページにアクセスし、ログインを行って下さい

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法



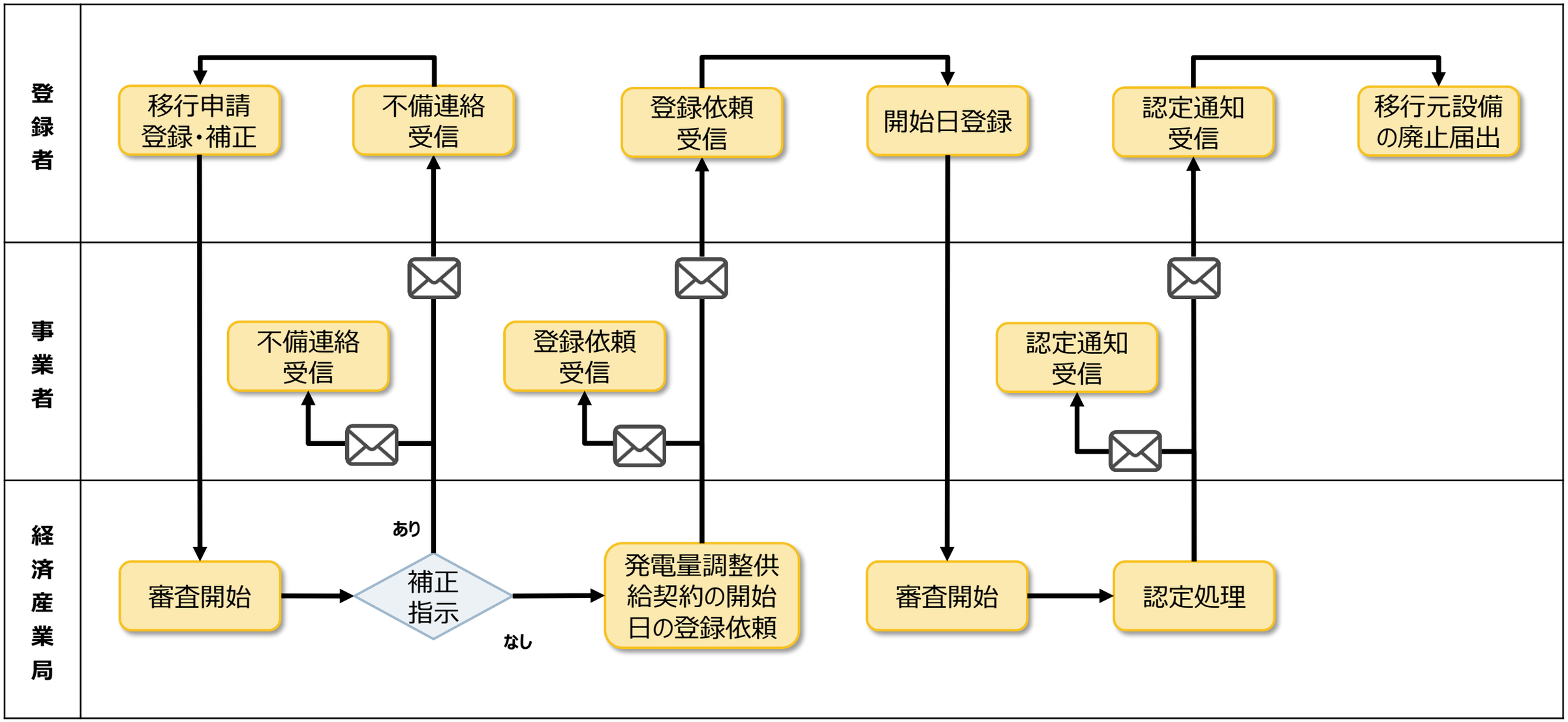
GビズIDを利用して手続きを行うか、
GビズIDを利用せずに手続きを行うかを選択することができます。
GビズIDを利用して手続きを行う場合、申請情報確定時点でGビズIDが必要になりますので、
予めGビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください。
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです。

0.移行認定申請のフロー

移行認定申請は以下のフローで行われます。

移行認定申請の認定後、移行元設備の廃止届出を行い受理されるまでが必要になります。

移行元設備の廃止届出の提出方法は廃止届出のマニュアルを参照してください。



1-1.ログイン/ログアウト

発行済みのユーザ名、パスワードを入力して下さい

ログイン方法 ・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

1

ログインID	abcd1234
パスワード	

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

2

ログイン

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 › 新規登録へ

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

「ログイン」ボタンをクリックします

マイページ画面が表示されます

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

1-1.ログイン/ログアウト

[ログイン]に成功するとマイページが表示されます

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧 ›
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-1.FIP移行認定申請手続

FIP移行認定申請を行います



[認定設備]をクリックします

認定設備画面へ進みます

2-1.FIP移行認定申請手続

メニューの選択をします



[認定設備一覧]をクリックします

検索画面へ進みます

2-1.FIP移行認定申請手続

対象の設備を検索します



任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索ができます

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます

2-1.FIP移行認定申請手続

該当設備を選択します

再生可能エネルギー電子申請　　› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

認定設備一覧

発電設備の区分　--なし--

出力区分　--なし--

認定状態　--なし--　　認定法区分　-- すべて --

発電設備の設置場所　部分一致

事業者名　部分一致

申請の認定日　2017/04/01　～　2017/05/01

設備ID

検索

[参照]をクリックします

該当認定設備情報の詳細画面へ進みます

8件中1件～8件まで表示

<< < 1 > >>

No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	太陽光	250kW以上	**********	東京都千代田区千代田１－１－１	サンプル　登録者	2,000.0kW	2012年05月31日	サンプル事業用太陽光	参照

8件中1件～8件まで表示

<< < 1 > >>

2-1.FIP移行認定申請手続

FIP移行認定申請登録を選択します

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

認定設備

認定情報

設備ID	**********
認定申請の認定日	2012年05月31日

事業者情報

事業者自身が入力されていますか？	本人
財務諸表の開示主体	開示主体
財務諸表の開示主体と認定申請者との関係	開示主体と認定申請者との関係

[FIP移行認定申請登録]をクリックします

登録画面へ進みます

登録者変更 | 連絡先変更 | 変更認定申請 | 事前変更届出

事後変更届出 | 廃止届出 | FIP移行認定申請登録 | 進捗確認申請書提出

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-2.FIP移行認定申請登録[情報入力]

[需給管理の方法]、[電気の取引方法]、[セキュリティ管理責任者]、[供給エリア]を入力します

「FIP移行情報」タブをクリックします



[需給管理の方法]
[電気の取引方法]
を入力します

[法人名](全角文字)
[責任者氏名](全角文字)
[所属・役職](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[法人番号](半角数字13桁)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入してください
※法人名、所属・役職、法人番号は、個人の場合は入力不要です

[供給エリア]を選択します



2-2.FIP移行認定申請登録[情報入力]

[代行登録者情報]を入力します

太陽光50kW未満以外の場合

FIP移行情報 | **代行登録者情報** | 印鑑証明書情報 | 利用の有無

「代行登録者情報」タブをクリックします

代行登録者情報

登録者のログイン情報を読み込み

住所（郵便番号）	〒 123 － 4567 住所反映	[半角数字] 郵便番号が分からない方は、こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。
住所	ふりがな とうきょうとちよだくかすみがせき　△△まんしょん 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇－〇〇－〇〇〇	[全角文字] 住所反映ボタンを押下…県・市区町村が設定さ…町名・番地については…い。丁目・番地・号の区切…フンを使用してくだ…例1：１丁目１番地１号 例2：２丁目１０００番
氏名	姓（ふりがな） とうきょう　名（ふりがな） たろう 姓 東京　名 太郎	[全角文字] ※入力できない文字が…ナで入力してください。※外国人の方は、証明…る姓名と同様に入れて…Nameがある方は、姓…ペース区切りで入れて
企業名	株式会社〇〇システムズ	[全角文字] ※入力できない文字が…ナで入力してください。
部署名	〇〇部△△課	[全角文字] ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
電話番号	03-1234-5678	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。
FAX番号	03-1234-5678	[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してください。
メールアドレス	fit-mail@fit-portal.go.jp	[半角英数字]

[代行登録者情報] を入力します（任意）

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。
「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報が確認できるものに限る）

2-2.FIP移行認定申請登録[情報入力]

[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光50kW未満以外の場合



「印鑑証明書情報」タブをクリックします

印鑑証明書情報

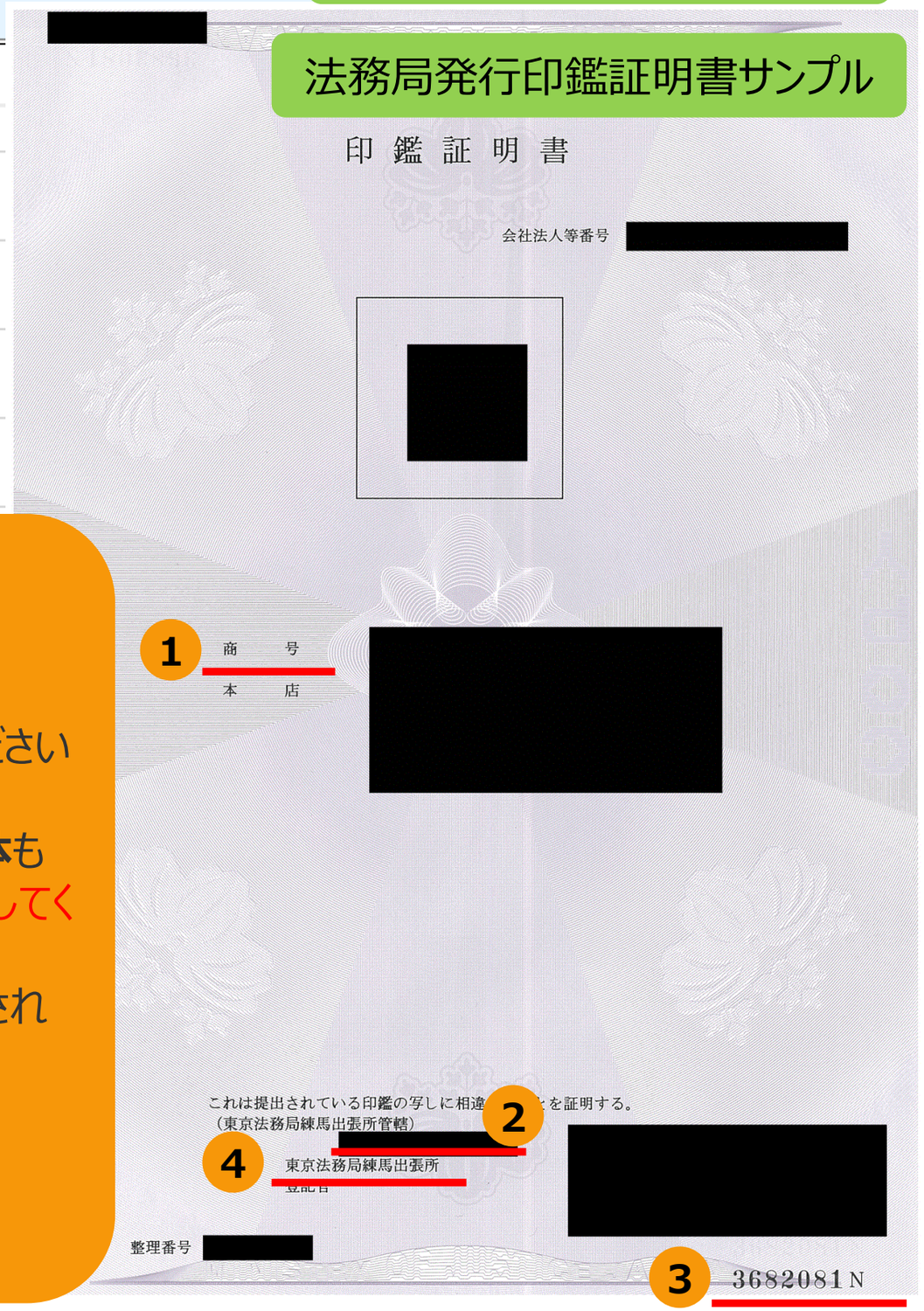
名義人	1	東京　太郎
日付	2	2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3	12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4	○○法務局△△出張所

[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください
※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です
※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も入力してください（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してください）
※印鑑証明書は申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行されたものに限るとなっておりますのでご注意ください。
※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。
※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。

記載例：東京法務局練馬出張所
神戸地方法務局西宮市局

法務局発行印鑑証明書サンプル



2-2.FIP移行認定申請登録[情報入力]

遵守事項の確認をします

遵守事項

- [ ] 事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- [ ] 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- [ ] 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
- [ ] 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。
- [ ] 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- [ ] この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。
- [ ] 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- [ ] この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
- [ ] 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックをして下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

※[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）] の場合のみ表示され、チェックが必要です。

2-2.FIP移行認定申請登録[情報入力]

確認事項を確認し、GビズID利用の有無を選択します

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者本人が
なお、本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置
ん。

※事業者の名義等を無断で使用し、申請すること は禁止

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑
・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情報は、申請いただいた内容に応じ、経済産業省及び資源エネルギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

1
- [ ] 上記利用目的に同意します。
- [ ] 当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について登録者ではなく事業者本人が確認し事業者の同意を十分に得た上で登録手続きを行って下さい

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

FIP移行情報 | GビズID 利用の有無

「GビズID利用の有無」タブをクリックします

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

2
- ○ GビズIDを利用します。
- ◉ GビズIDを利用しません。

※太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合のみ
GビズIDの利用の有無について、該当の選択肢を選択して下さい

戻 る

3 内容確認

「内容確認」
ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※この時点ではまだ申請手続きは完了していません

2-3.FIP移行認定申請登録[内容確認]

登録内容を確認します



入力内容に誤りがないかどうか確認して下さい

こちらのサンプル画像は、実際の画像の一部を省略しています

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

●太陽光10kW以上50kW未満の場合
◎マニュアルP.17へ進みます。

●それ以外の場合
◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.16へ進みます。
◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.17へ進みます。

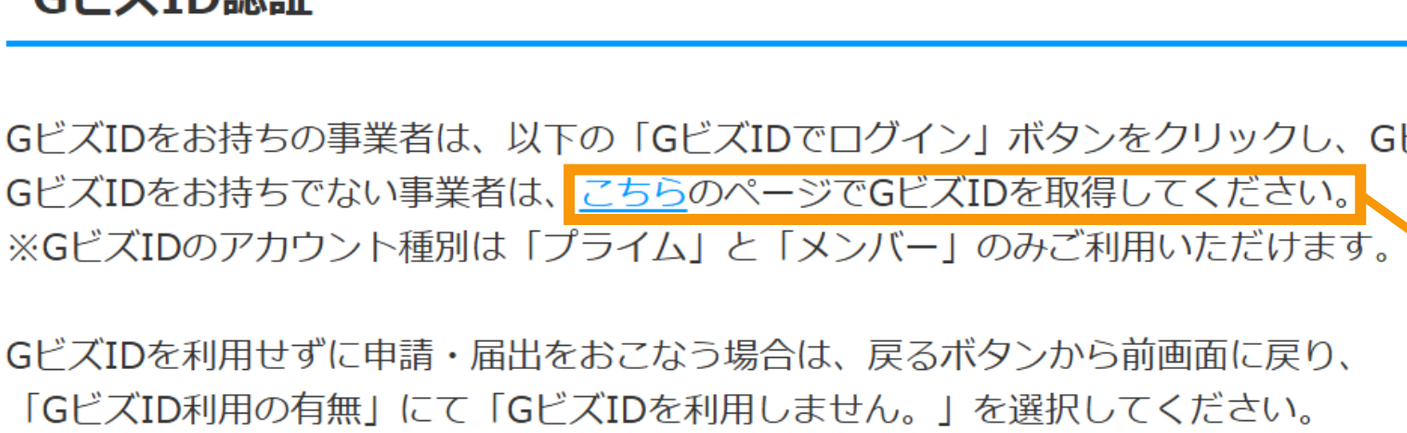
※この時点ではまだ申請手続きは完了していません

2-3.FIP移行認定申請登録[内容確認]

[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は
再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.17へお進みください。



GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです



GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックます

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.14に戻り、GビスIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.17へお進みください

2-4.FIP移行認定申請登録[書類添付]

申請に必要な書類を添付します

※必要な書類は申請内容によって異なりますので、記載要領をご確認ください

※申請時に提出する各種契約書に関し、紙の契約書に代えて電子契約書を提出することも可能ですが、
真正性確保の観点から、電子署名法に基づく認定認証事業者が発行した電子証明書付きの電子署名がなされた電子契約書のみ、申請書類として使用可能です。
認定を受けた認証事業者の情報については、法務省ＨＰをご確認ください。
（**https://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html**）

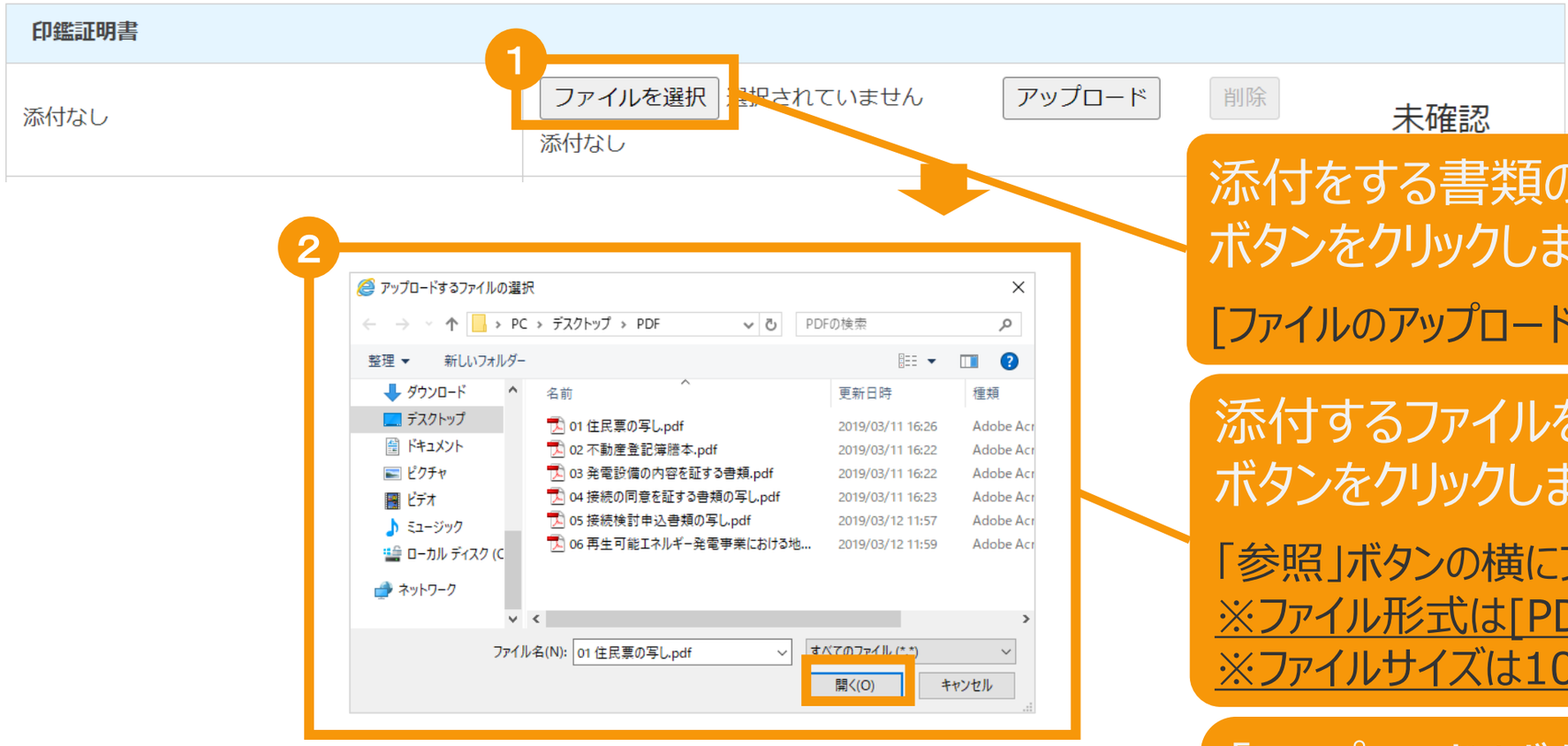


[添付ファイル]アップロード用一覧

※必須項目は必ず書類添付して下さい
こちらはサンプル画面です

2-4.FIP移行認定申請登録[書類添付]

書類添付方法(例)

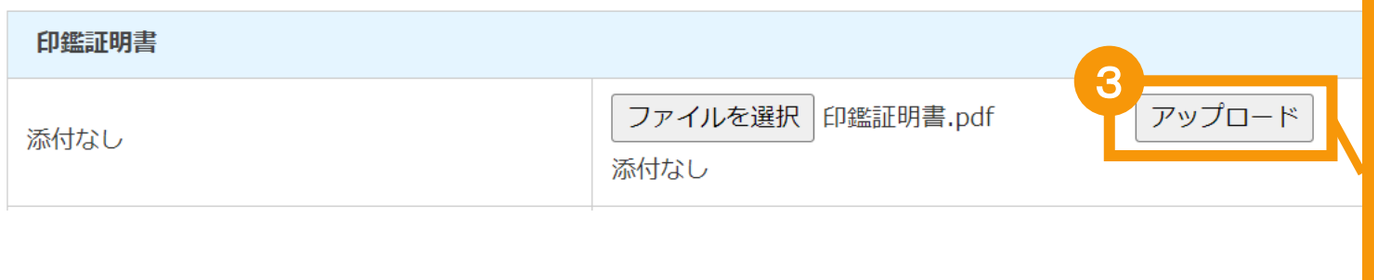


添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい



「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい



アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

2-4.FIP移行認定申請登録[書類添付]

書類添付方法(例)



アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
※長時間経過しても結果が更新されない場合は「**システム操作に関するお問い合わせ窓口**」へお問い合わせください



※簡易チェックの結果は「**添付〇**」か「**添付×**」のいずれかで表示されます。
※「**添付×**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないことになりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
※一つでも「**添付×**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
※「**添付〇**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

2-4.FIP移行認定申請登録[書類添付]

書類を添付後、「申請内容確認（申請書出力）」または
「保存して次に進む」ボタンをクリックします



●太陽光50kW未満の場合

「申請内容確認（申請書出力）」
ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます
申請書出力へ進みます・・・P.21へ

●太陽光50kW未満以外の場合

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

ポップアップが表示されます・・・P.22へ

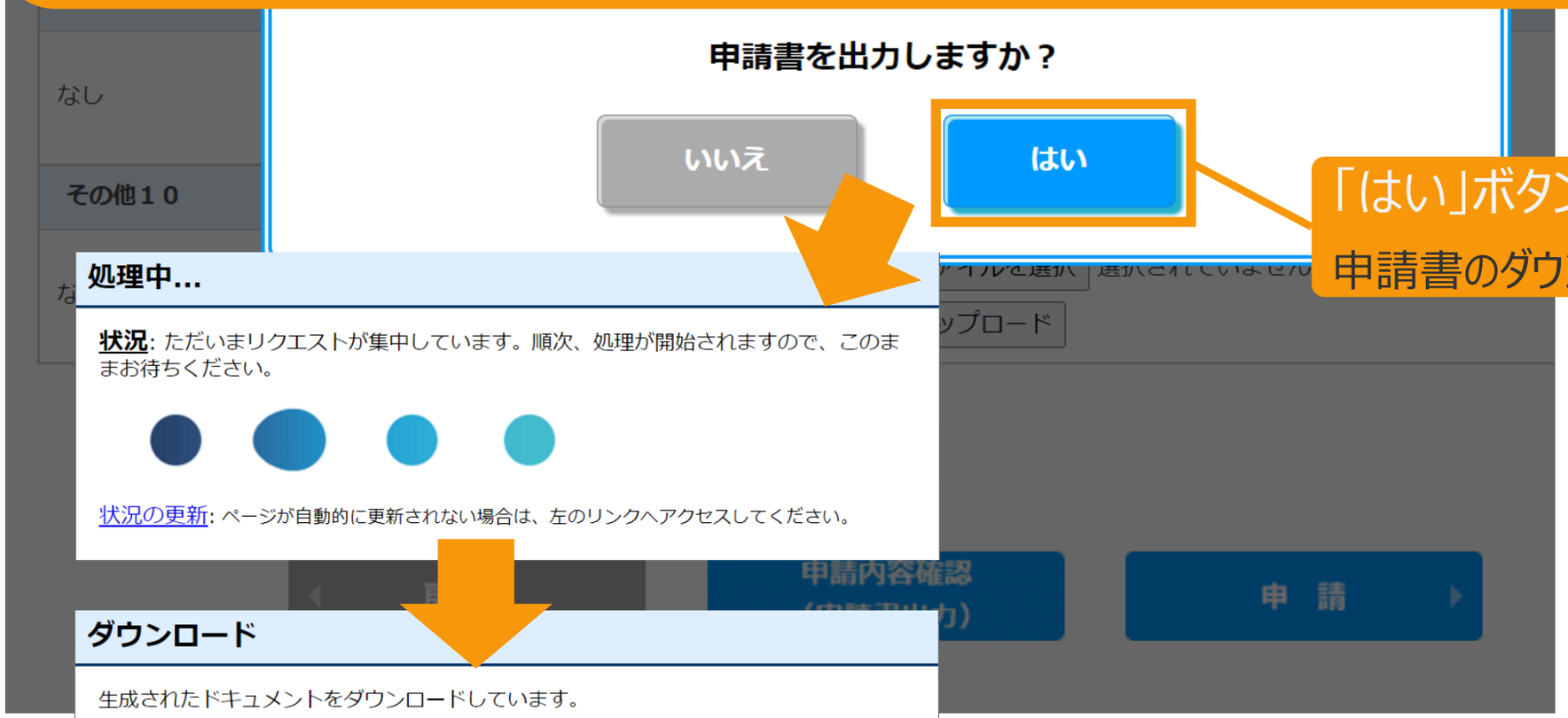
●共通

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」となっていることを確認していただいてからそれぞれボタンをクリックしてください
※FIP移行認定申請と併せて蓄電池を設置する場合は、蓄電池設置に係る変更認定申請書、単線結線図、蓄電池の設置位置が示された設備（太陽光モジュール等）配置図 、自家発電設備等蓄電池の仕様書を参考書類としてその他の欄へ添付してください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

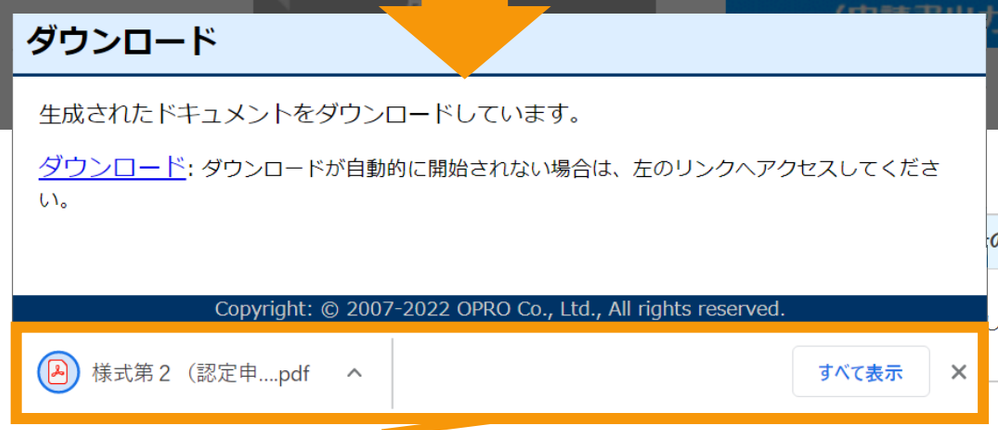
2-5.FIP移行認定申請登録[申請内容確認・申請]

申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

※**太陽光50kW未満の手続き**では申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに利用**していただけます。**（郵送等の対応は不要です。）**



「はい」ボタンをクリックします
申請書のダウンロードを開始します。

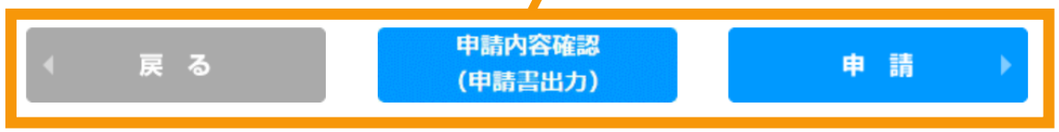


申請書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.39**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください

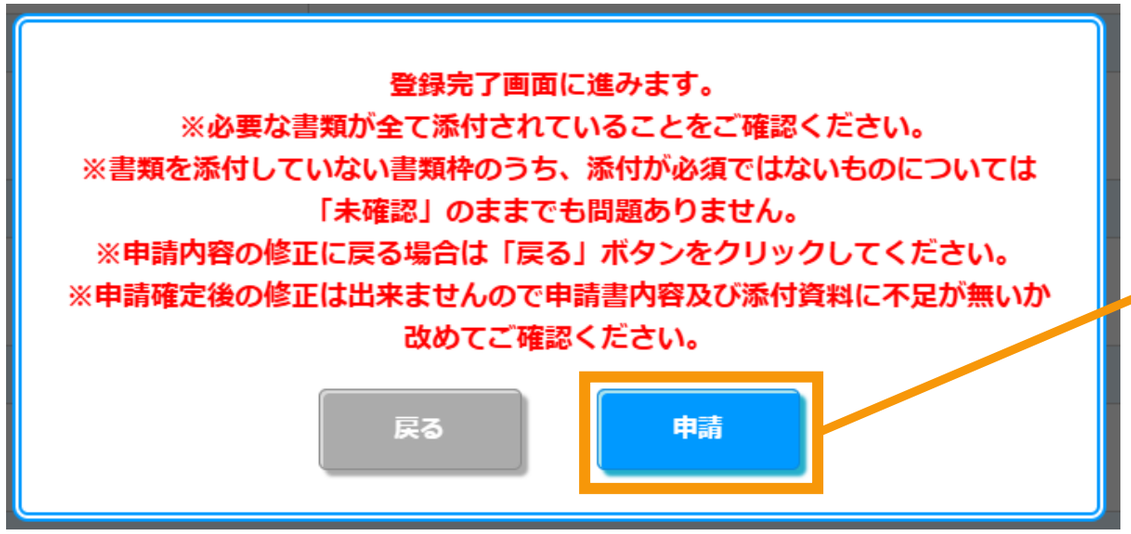
「申請」ボタンをクリックします

ポップアップが表示されます・・・P.22へ



2-5.FIP移行認定申請登録[申請内容確認・申請]

太陽光50kW未満の場合



ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「申請」ボタンをクリックします

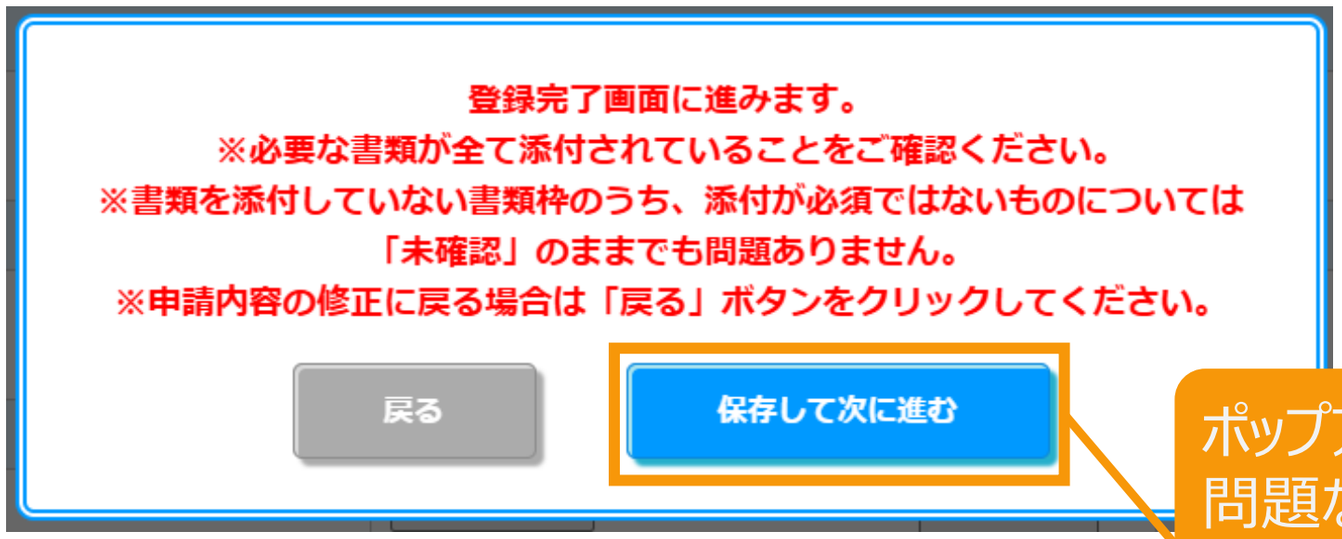
登録完了画面に進みます

登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスなしの場合・・・P.23へ

登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスありの場合・・・P.24へ

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

太陽光50kW未満以外の場合



ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「保存して次に進む」ボタンをクリックします

仮登録完了画面に進みます・・・P.30へ

2-6.FIP移行認定申請登録[登録完了]

登録完了画面が表示され、FIP移行認定申請登録が完了となります。

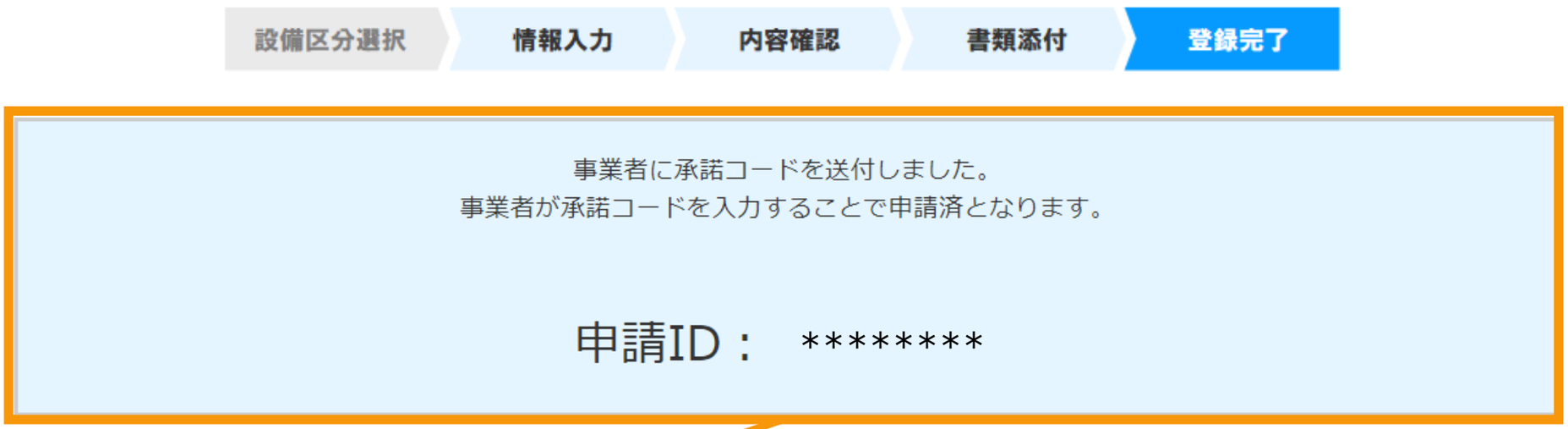
太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されていない場合



2-7.FIP移行認定申請登録[仮登録完了]

登録完了画面が表示され、FIP移行認定申請の仮登録が完了となります。
※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので
　次ページ以降の手順で事業者による承諾を行います。

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合



登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、
この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておりません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

事業者による承諾手順は P.25へ

2-8.FIP移行認定申請登録[事業者による承諾]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[内容確認のお知らせ]のメールが送信されます。

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

記載されている【操作手順】の通りに操作を行っていただきます。

内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

＊＊＊＊様

ＪＰＥＡ代行申請センターです。

＊＊＊＊様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

＊＊＊＊様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

１．下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin

ログインID：＊＊＊＊

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword）

２．マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

３．認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：＊＊＊＊

４．ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

５．申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は＊＊＊＊様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：＊＊＊＊

６．登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

2-8.FIP移行認定申請登録[事業者による承諾]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

[内容確認のお知らせ]のメールに記載されている

ログインIDでログインし、「申請確認」をします

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合



2-8.FIP移行認定申請登録[事業者による承諾]

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

事業者の方に手続きして頂く手順となります

認定申請一覧より申請IDで検索を行い、

申請内容参照にて確認し「承諾」をします

申請IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします
※申請確認のお知らせメールの本文に[申請ID]が記載してあります
両方に同じ申請IDを入力すると、入力した申請IDの申請のみ表示されます。

認定申請一覧

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID　～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

「参照」ボタンをクリックし、申請の詳細画面に移動します

1件中1件～1件まで表示

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	太陽光	10kW以上50kW未満	設置者承諾待ち	変更認定申請	********		資源　太郎	15.0kW	2019年03月29日			参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

2-8.FIP移行認定申請登録[事業者による承諾]

太陽光50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

事業者の方に手続きして頂く手順となります

申請内容参照にて確認し「承諾」をします



[承諾コード](半角英数字)を入力します

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

「承諾」ボタンをクリックします

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります
※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくことになります

2-8.FIP移行認定申請登録[事業者による承諾]

事業者の方に手続きして頂く手順となります

確認画面が表示され、認定申請の登録が完了です

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合



新規認定申請

＊＊＊＊＊　が登録した認定申請を承諾しました。
新規認定申請の手続きを開始します。
新規認定申請の状況は認定申請一覧より確認できます。

一覧へ戻る

2-9.FIP移行認定申請登録[登録完了]

[登録完了]画面が表示され、FIP移行認定申請が仮登録されます

太陽光50kW未満
以外の場合

設備区分選択 ▶ 情報入力 ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

認定申請は仮登録されました。
以下の手続きを行い認定申請を確定させてください。

①画面下部の『申請書の印刷はこちら』をクリックします。
②『申請内容参照』の最下部にある『申請書印刷』ボタンを押下し、申請書を印刷します。
③申請内容を修正する場合は、『編集』ボタンを押下し、編集してください。
　編集後は、再び項番①の手順に戻り進めてください。
④申請内容に問題なければ、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

申請ID：XXXXXXX

申請書の印刷はこちら

このまま申請書の印刷を行う場合、「申請書の印刷はこちら」リンクをクリックします

※マニュアルP.35
申請内容参照画面へお進み下さい

2-9.FIP移行認定申請登録[申請検索]

仮登録した申請を検索画面で検索します

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧 ›
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー　経済産業省　資源エ

「認定申請一覧」ボタンをクリックします

認定申請一覧画面に進みます

2-9.FIP移行認定申請登録[申請検索]

仮登録した申請を検索画面で検索します

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

認定申請一覧

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID　　～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright

「検索」ボタンをクリックします

画面下部に一覧が表示されます

2-9.FIP移行認定申請登録[申請検索]

該当する認定申請を参照します

認定申請一覧

申請種別 FIP移行認定申請　　認定法区分 -- すべて --

申請ID　～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

1件中1件～1件まで表示　　<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	太陽光	250kW以上	入力者編集中	FIP移行認定申請	********	**********	サンプル　登録者	2,000.0kW	2022年03月16日		サンプル事業用太陽光	参照

1件中1件～1件まで表示　　<< < 1 > >>

「参照」ボタンをクリックします
認定申請参照画面が表示されます

2-10.FIP移行認定申請登録[申請参照]

該当する申請内容を参照します



サイドバーを画面下部へスクロールします

2-11.FIP移行認定申請登録[申請書印刷]

申請書を印刷します

太陽光50kW未満
以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
③申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。
- **新規申請の場合**
- **新規申請以外の場合**

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

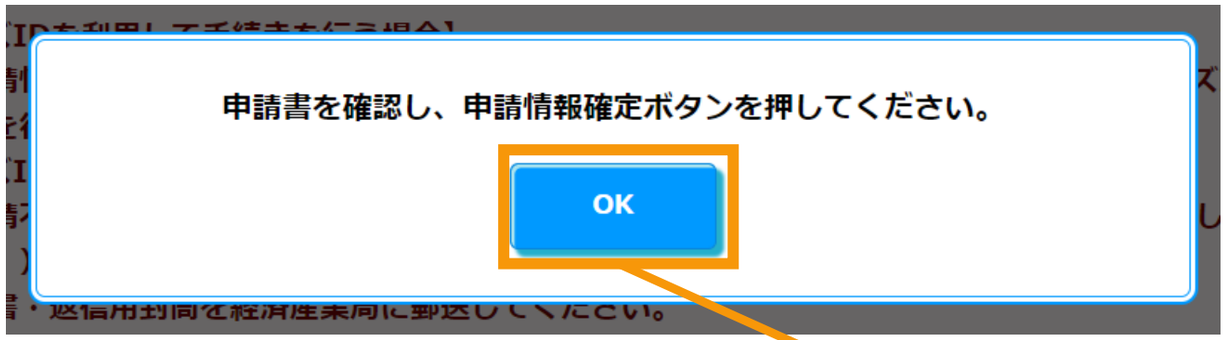


「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

2-11.FIP移行認定申請登録[申請書印刷]

申請書を印刷した後の注意文が表示されます

太陽光50kW未満
以外の場合



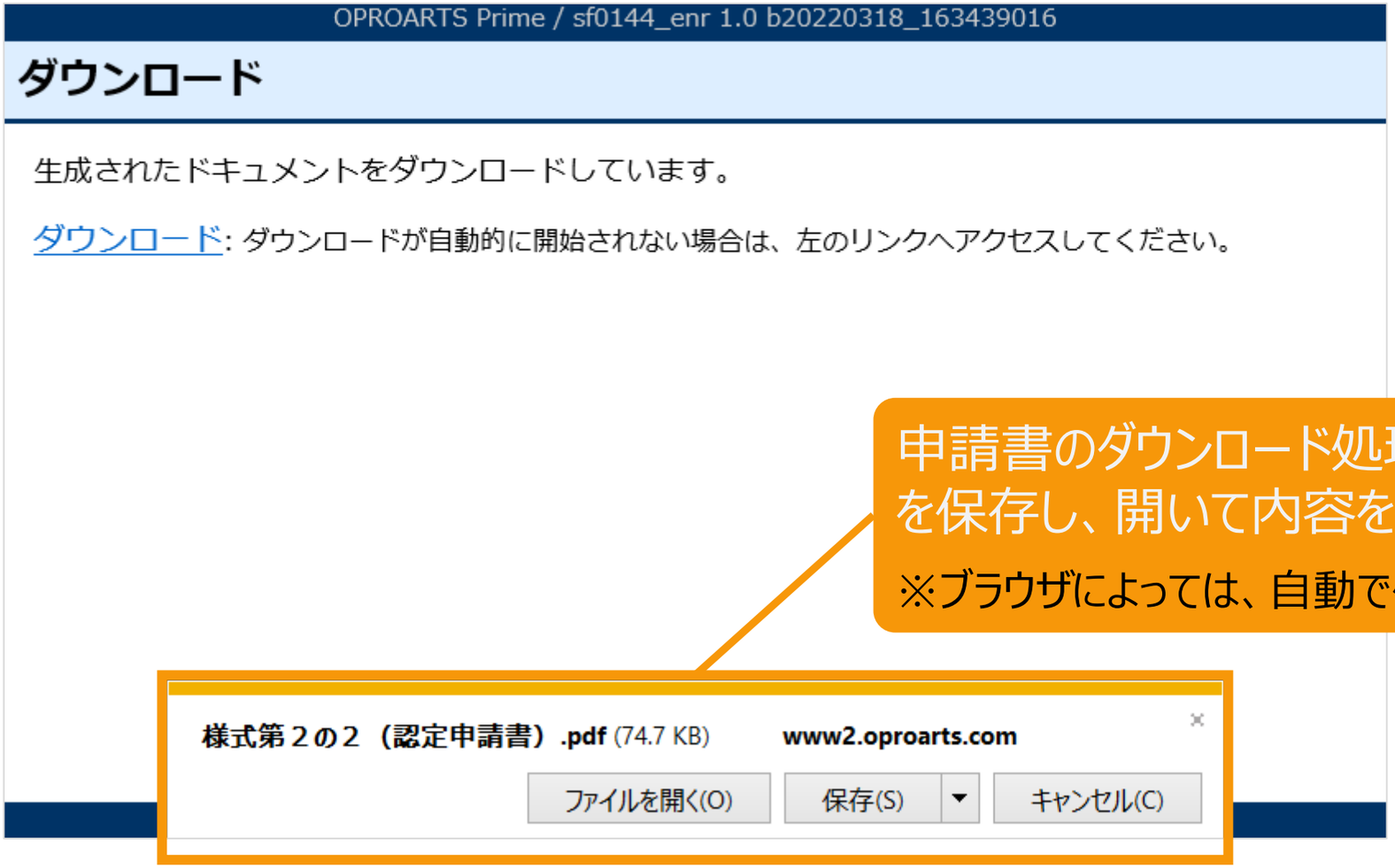
「ＯＫ」ボタンをクリックします

認定申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

2-11.FIP移行認定申請登録[申請書印刷]

太陽光50kW未満
以外の場合

印刷した申請書の保存を確認します

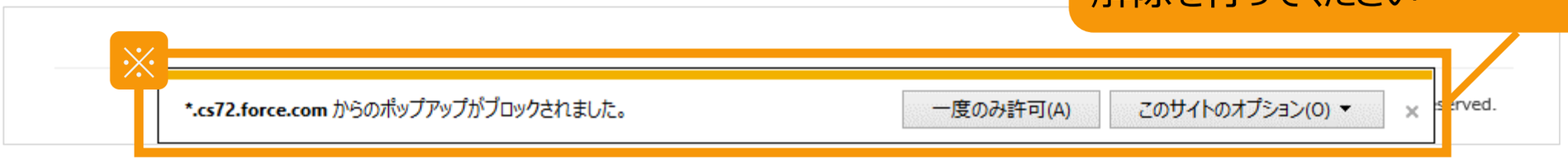


申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.39**を確認し、ポップアップ ブロック機能の解除を行ってください



2-11.FIP移行認定申請登録[申請書印刷]

作成完了した申請書をPDFで表示します
申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ
「申請情報確定」ボタンをクリックして申請情報確定を行ってください

太陽光50kW未満
以外の場合

様式第２の２（第４条の２関係）

07186265-0-0

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

2022年 4月 1日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）

（ふりがな）とうきょうとちよだくかすみがせき

申請者　　住　所　（〒 100-8931）
（注１）　　東京都千代田区霞が関１－３－１

（ふりがな）しげん　たろう

氏　名 資源　太郎

2-11.FIP移行認定申請登録[申請書印刷]

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

2-12.FIP移行認定申請登録[申請書情報確定]

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います
内容の修正を行いたい場合は、編集ボタンから再度編集を行ってください

太陽光50kW未満
以外の場合

下記の手順
①申請書印
（申請情報
②申請書の
（申請情報
③申請書

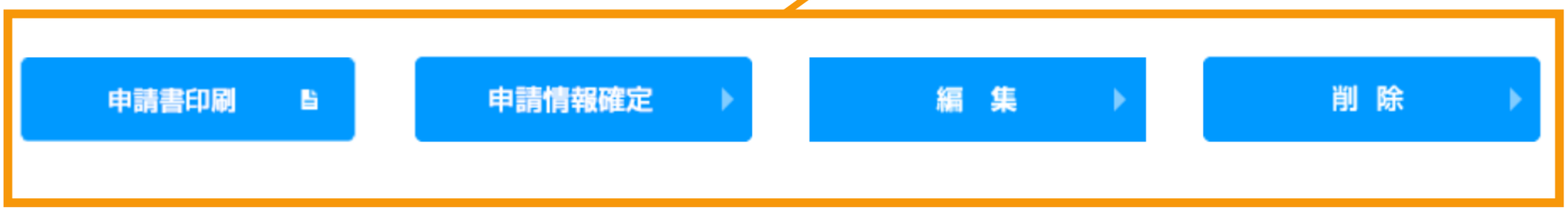
※申請書及
ことが必要
※ただし、
所など）に
※郵送方法
い。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

「申請書印刷」ボタン
ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン
申請書を確認し、問題がなければクリックします。**<u>※マニュアルP.41へお進みください</u>**

「編集」ボタン
申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

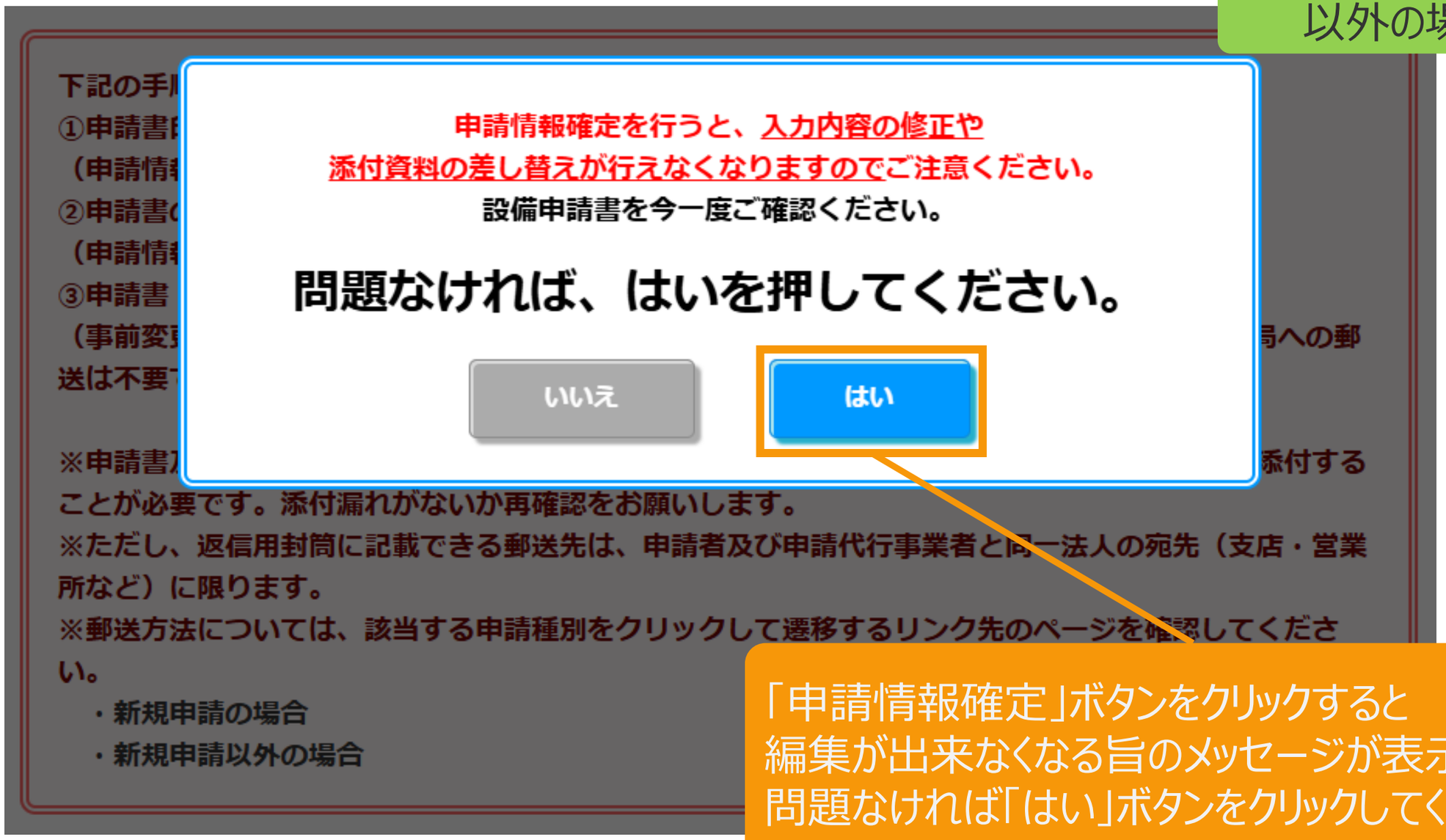
「削除」ボタン
当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。



2-12.FIP移行認定申請登録[申請書情報確定]

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光50kW未満
以外の場合



「申請情報確定」ボタンをクリックすると
編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

2-13.FIP移行認定申請登録[登録完了]

申請状態はGビズID利用の有無の選択によって以下の通り自動更新されます。

[GビズIDを利用します]を選択した場合：「申請書出力済（認証済） 」

[GビズIDを利用しません]を選択した場合：「申請書出力済」

太陽光50kW未満以外の場合

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

FIP移行認定申請内容参照

認定情報

設備ID	AK79335C13
認定申請の認定日	2012年05月31日

申請情報

申請状態	申請書出力済
初回申請日（承諾日）	
不認定理由	

FIP移行情報

需給管理の方法	需給管理の方法
市場取引等により供給する方法	市場取引等により供給する方法

3-1.発電量調整供給契約の開始日の登録

「【重要】発電量調整供給契約の開始日登録のお願い」のメールが届いたら、
「発電量調整供給契約の開始日」を登録します。マイページにログインして操作します。



[認定申請一覧]をクリックします

認定申請一覧画面へ進みます

3-1.発電量調整供給契約の開始日の登録

該当する認定申請を検索します

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

認定申請一覧

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID　～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright

「検索」ボタンをクリックします

画面下部に一覧が表示されます

3-1.発電量調整供給契約の開始日の登録

該当する認定申請を検索します

認定申請一覧

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID ～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

1件中1件～1件まで表示　<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	太陽光	50kW以上250kW未満	申請不備	FIP移行認定申請	********	**********	サンプル　登録者	55.0kW	2022年03月16日		サンプル事業用太陽光	参照

1件中1件～1件まで表示　<< < 1 > >>

申請状態は「申請不備」となっています。

「参照」ボタンをクリックします
申請内容参照画面が表示されます

3-1.発電量調整供給契約の開始日の登録

申請内容の修正を選択します

FIP移行認定申請内容参照

認定情報

設備ID	**********
認定申請の認定日	2012年05月31日

申請情報

申請状態	申請不備
初回申請日（承諾日）	
不認定理由	

FIP移行情報

需給管理の方法	需給管理の方法
市場取引等により供給する方法	市場取引等により供給する方法
セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 責任者氏名 所属・役職（法人の場合）： 電話番号： 11-1111-1111 法人番号（法人の場合）：
供給エリア	北海道
発電量調整供給契約の開始日	

「申請内容の修正」ボタンをクリックします
申請内容参照画面が表示されます

削　除　▶　　申請内容の修正

3-1.発電量調整供給契約の開始日の登録

[発電量調整供給契約の開始日]を入力します

「FIP移行情報」タブをクリックします

FIP移行情報 | 代行登録者情報 | 印鑑証明書情報 | GビズID 利用の有無

FIP移行情報

需給管理の方法	必須	需給管理の方法	
市場取引等により供給する方法	必須	市場取引等により供給する方法	
セキュリティ管理責任者	必須	法人名（法人の場合）	[全角文字]
		責任者氏名 責任者氏名	[全角文字]
		所属・役職（法人の場合）	[全角文字]
		電話番号 11-111	
		法人番号（法人の場合） 123456	
供給エリア	必須	北海道	
発電量調整供給契約の開始日		2017/05/01	

「発電量調整供給契約の開始日」を入力します。

3-1.発電量調整供給契約の開始日の登録

遵守事項、確認事項を再確認し、入力した内容を確認します

遵守事項

- ☐ 事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- ☐ 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- ☐ 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- ☐ 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
- ☐ 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。
- ☐ 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- ☐ この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。
- ☐ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）
- ☐ 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- ☐ この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
- ☐ 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者本人が確認し、事業者の同意を十分に得た上で、登録手続を行ってください。
なお、本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の個人情報は以下に定める利用目的に準拠して取り扱うものとします。
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第５２条６項が適応される場合を除き、利用目的以外であらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

※事業者の名義等を無断で使用し、申請することは禁止されています。

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑に実施するための参考として利用します。
・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情
ギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの
もの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオー
ます。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人
ように加工して行うものとします。

- ☐ 上記利用目的に同意します。
- ☐ 当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国は一切関知せず、責任も及ばないことに

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

- ○ GビズIDを利用します。
- ◉ GビズIDを利用しません。

戻 る　　内容確認

「内容確認」
ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※以降の手続は、マニュアルP15を確認してください。

4-1.移行前の設備の廃止

移行後の設備の認定メールが届いたら、移行前の設備の廃止届出を登録します。
マイページにログインして操作します。



4-1.移行前の設備の廃止

メニューの選択をします



[認定設備一覧]をクリックします

検索画面へ進みます

4-1.移行前の設備の廃止

該当設備を検索します



任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索ができます

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます

4-1.移行前の設備の廃止

該当設備を選択します

認定設備一覧

発電設備の区分 --なし--

出力区分 --なし--

認定状態 --なし-- 認定法区分 -- すべて --

発電設備の設置場所 部分一致

事業者名 部分一致

申請の認定日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

設備ID

検索

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	廃止（届出未受理）	FIT	太陽光	50kW以上250kW未満	**********	東京都千代田区千代田１－１－１	サンプル　登録者	66.0kW	2022年03月15日	発電設備の名称	参照
2	認定中	FIP	太陽光	50kW以上250kW未満	**********	東京都千代田区千代田１－１－１	サンプル　登録者	66.0kW	2022年03月15日	発電設備の名称	参照

2件中1件～2件まで表示

認定状態が「廃止（届出未受理）」となっているものが対象です。

[参照]をクリックします

該当認定設備情報の詳細画面へ進みます

4-1.移行前の設備の廃止

廃止届出を選択します

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

認定設備

認定情報

設備ID	**********
認定申請の認定日	2022年03月15日

事業者情報

内部積立をおこなう	✓
金銭積立による資金確保か	☐ 解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合 ✓ 解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画	長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画
対象発電設備の運営主体	当該認定を申請した者が電気事業法第２条第１項第１５号の
資金確保の方法	✓ ㋐ 保険により資金を確保する。 ☐ ㋑ 保証により資金を確保する。

廃止届出

[廃止届出]をクリックします

※廃止届出については、**廃止届出マニュアル**を確認してください。

改訂履歴

版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2022/04/01	新規作成	
2.0	2022/06/14	P.1,3,28　対応ブラウザ変更	
3.0	2022/07/08	P.19　画面差し替え	
4.0	2022/11/28	P.14,40　画面差し替え	
5.0	2023/04/01	P.19～26　追加 P.13,18　説明文修正 P.13,18　画像差し替え	
6.0	2023/09/20	P.16～19　説明文追加、画面差し替え	
7.0	2024/10/01	P.16,18,19　説明文修正、画面差し替え	
8.0	2025/01/28	P.4,5,29,44,50　画面差し替え	
9.0	2025/02/07	P.24　画面差し替え	
10.0	2025/04/01	全体構成の修正	
11.0	2025/12/15	全体構成の修正	
12.0	2026/06/12	ページ表記の統一	
13.0	2026/07/09	P.22,41　説明文追加、画面差し替え	
14.0	2026/09/17	P.17　説明文追加	